

個人住民税

（個人市民税・県民税）

特別徴収の事務手引



熊本県人吉市役所 税務課

目次

個人住民税について	・・・	1
特別徴収義務者の指定	・・・	2
特別徴収税額決定通知書の送付	・・・	3
特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)	・・・	3
特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)	・・・	4
特別徴収に関する綴(各種様式)	・・・	5
特別徴収納入書(納入場所、納入税額の訂正)	・・・	6
退職者・休職者の徴収方法	・・・	7
特別徴収税額の変更通知	・・・	8
納期について	・・・	9

個人住民税について

熊本県や人吉市などが行う住民に対する行政サービス（福祉・保険・教育・消防・ごみ・公園・道路など）に必要な経費を、住民の方々がその能力に応じて負担し合うという性格の税金です。

特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業者（※源泉徴収義務者）は、従業員の住民税を給与天引きにして納めることが義務付けられています。給与天引きによる納入を「特別徴収」といいますが、この手引では特別徴収義務者として指定された事業所が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

※ 源泉徴収義務者・・・会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、報酬を支払ったりする場合は、その支払の都度、支払金額に応じた所得税を差引くことになっています。この所得税を差引いて、国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

地方税法 ー関係法令抜粋ー

第321条の3 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

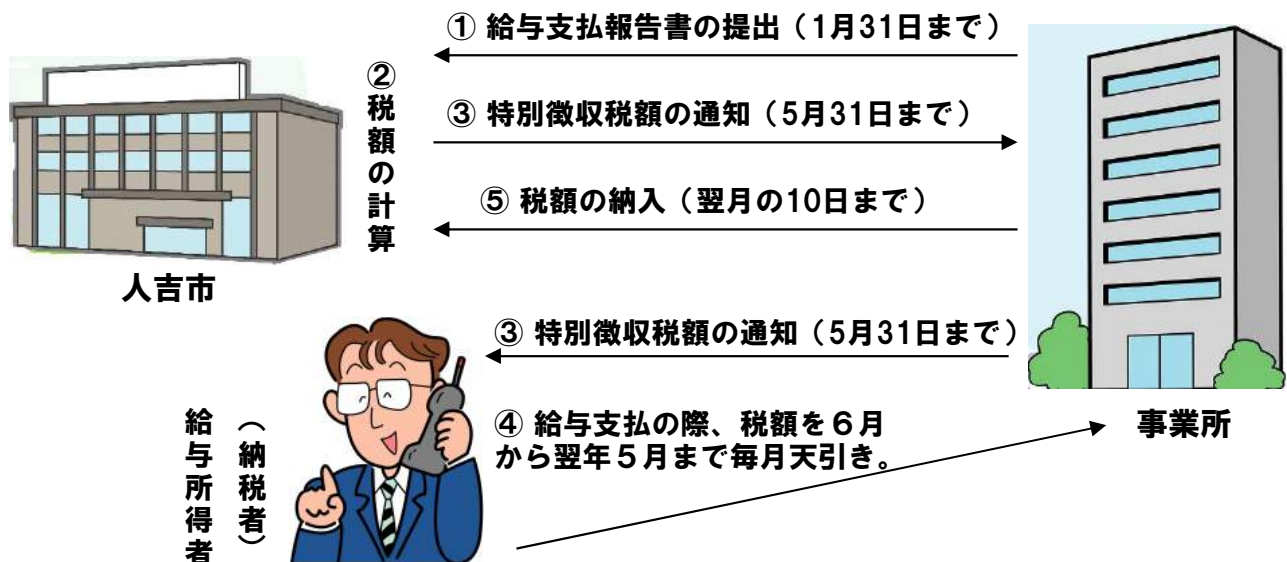
第321条の4 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者のうち所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、人吉市から特別徴収義務者に指定されます。なお、給与の支払が不定期、または給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収※は認められません。

※ 普通徴収・・・市町村から個人に送付される納税通知によって納める方法です。納期は年4回（通常は6月から翌年1月までの間）です。

特別徴収の流れ



給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払をする者で、給与所得者に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所地の市町村長に提出しなければなりません。

特別徴収税額決定通知書の送付

特別徴収の徴収期間は6月から翌年5月までの12か月です。
毎年5月中旬までに、特別徴収義務者に下記の①～④の書類を送付します。

- ① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用） 青色
③ 特別徴収に関する綴
④ 特別徴収納入書
- このとき生
額と月額をお
すので、事

このとき年間の住民税額と月額をお知らせしますので、事業者で税額計算していただく必要はありません！！



- ## ① 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

[illegible]

② 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用） 青色

特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は、それぞれ個人ごとに切り離しのうえ、対象者に交付してください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	指定番号	宛先番号
住所:		
氏名:		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方法令第41条及び第321条の4（第321の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合に、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告とし、市長が被告の代表者となります。提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

切り離して交付して下さい

ここからゆくりとはがしてご覧ください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	指定番号	宛先番号
住所:		
氏名:		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方法令第41条及び第321条の4（第321の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合に、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告とし、市長が被告の代表者となります。提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

ここからゆくりとはがしてご覧ください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	指定番号	宛先番号
住所:		
氏名:		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方法令第41条及び第321条の4（第321の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合に、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告とし、市長が被告の代表者となります。提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされています。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

ここからゆくりとはがしてご覧ください。

特別徴収義務者名

頁

③ 特別徴収に関する綴（各種様式）

退職・休職・転勤・就職等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出しなければなりません。異動届けが遅れると、退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納となったり、普通徴収への切替え処理が遅れると納税義務者に対し一度に多額の納入義務を負わせてしまう恐れがありますので、必ず厳守してください。

※ 異動届出等の書き方については、特別徴収に関する綴（冊子）に記載されておりますので配布後ご確認ください。

令和4年度

給与所得等に係る
市 民 税 特 別 徴 収 に 関 す る 綴

- ・特別徴収義務者指定通知書等……1頁～2頁
- ・特別徴収事務取扱要領……3頁～13頁
- ・各種届出書……14頁～
 - ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
 - ・市・県民税特別徴収切替届出書
 - ・異動届出書

人吉市役所 市民部税務課 諸税係
〒860-8601 熊本県人吉市西園下町7番地1
TEL (0966) 22-2111 (代表)
FAX (0966) 24-5005

「表 紙」

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※変更があった場合は、すみやかに提出してください。

人吉市長様	所在地	指定番号
令和 年 月 日提出	氏名(氏名)	西園
代表者の氏名	氏名	氏名
	電話	電話

市 道	道 街 路	変 更 後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
番 地		
電 話		
備 考		

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」

事業所の住所・名称等が変更したときに提出する様式です。

発行日 令和 年 月 日

市・県民税特別徴収切替届出書

人吉市長様

事業所名
〒 市 区 町 丁目 番地 号
電 話 () -
代表者の氏名

次の給与所得者について、普通徴収から特別徴収へ切替を依頼します。

氏 名	生 年 月 日	住 所	通知番号	普通徴収税額 (円/月)	特別徴収税額 (円/月)	特別徴収開始月
	年 月 日					年 月
	年 月 日					年 月
	年 月 日					年 月
	年 月 日					年 月
	年 月 日					年 月

※1 普通徴収から特別徴収へ切り替えたいことの申出があった場合は、この届出書を使用してください。
※2 既に普通徴収を過ぎている普通徴収税額については、特別徴収への変更はできません。

「特別徴収切替届出書」

就職等により特別徴収対象となり、新規に市町村に届出が必要なとき、又は就職及び転勤等により特別徴収対象者に追加が必要なときに提出する様式です。

発行日 令和 年 月 日

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

提出用

人吉市長様

事業所名
〒 市 区 町 丁目 番地 号
電 話 () -
代表者の氏名

①給与支払報告 ②給与所得者異動届出書

①給与支払報告 ②給与所得者異動届出書

③給与所得者異動届出書

④給与所得者異動届出書

⑤給与所得者異動届出書

⑥給与所得者異動届出書

⑦給与所得者異動届出書

⑧給与所得者異動届出書

⑨給与所得者異動届出書

⑩給与所得者異動届出書

⑪給与所得者異動届出書

⑫給与所得者異動届出書

⑬給与所得者異動届出書

⑭給与所得者異動届出書

⑮給与所得者異動届出書

⑯給与所得者異動届出書

⑰給与所得者異動届出書

⑱給与所得者異動届出書

⑲給与所得者異動届出書

⑳給与所得者異動届出書

㉑給与所得者異動届出書

㉒給与所得者異動届出書

㉓給与所得者異動届出書

㉔給与所得者異動届出書

㉕給与所得者異動届出書

㉖給与所得者異動届出書

㉗給与所得者異動届出書

㉘給与所得者異動届出書

㉙給与所得者異動届出書

㉚給与所得者異動届出書

㉛給与所得者異動届出書

㉜給与所得者異動届出書

㉝給与所得者異動届出書

㉞給与所得者異動届出書

㉟給与所得者異動届出書

㊱給与所得者異動届出書

㊲給与所得者異動届出書

㊳給与所得者異動届出書

㊴給与所得者異動届出書

㊵給与所得者異動届出書

㊶給与所得者異動届出書

㊷給与所得者異動届出書

㊸給与所得者異動届出書

㊹給与所得者異動届出書

㊺給与所得者異動届出書

㊻給与所得者異動届出書

㊼給与所得者異動届出書

㊽給与所得者異動届出書

㊾給与所得者異動届出書

㊿給与所得者異動届出書

「給与所得者異動届出書」

給与所得者が、退職・休職・転勤等により特別徴収することができなくなり、普通徴収及び一括徴収に切替をする様式です（1月以降の退職者については、一括徴収となります）。

※上記以外の様式も特別徴収に関する綴（冊子）に含まれておりますので、配布後ご確認ください。

④ 特別徴収納入書（6月から翌年5月まで）

下記の納入書により裏面に記載されている金融機関で、納期限（翌年10日）までに納めてください。

熊本県人吉市 個人市民税 領収証書		熊本県人吉市 個人市民税 納入書		熊本県人吉市 個人市民税 納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
432032	01940-5-960028	人吉市会計管理者	432032	01940-5-960028	人吉市会計管理者
指定番号		納入金額(1)	指定番号		納入金額(1)
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(1)の欄	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(1)の欄
納期限		給与分(2)の欄	納期限		給与分(2)の欄
納期限内に納めてください。		退職所得分	納期限内に納めてください。		退職所得分
(特別徴収義務者)		延滞金	(特別徴収義務者)		延滞金
住所又は所在地		督促手数料	住所又は所在地		督促手数料
氏名又は名称		合計額	氏名又は名称		合計額
上記のとおり領収しました。		領収日付印	上記のとおり納入します。		領収日付印

市民税 市民税 納入申告書	
人吉市長様	敬啓
令和 年 月 日提出	
令和 年 月 分	人 員
退職手当等支払金額	
特別徴収税額	市民税
住所(居所)又は所在地	
氏名又は名称	
法人番号又は個人番号	
地方税法第50条の5及び第52条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。	

納入する際の記入要領

① この納入書は、給与から天引きして納めていただく個人市民税の月割額を納入するときに使用していただくとともに、退職手当等に係る市・県民税の所得割額もあわせて納めていただく用紙になっています。

なお、給与から天引きした月割額は「給与分」の税額欄に、退職手当等に係る所得割額は「退職所得分」の税額欄にそれぞれ記入してください。

② 左の納入申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。

③ 退職手当等の支払を受ける者が、市・県民税の所得割のない場合には、納入申告をする必要はありません。

④ 人員、退職手当等支払金額は、合計を記入してください。

表記の「納入済通知書」は直接機械に読ませますので、**納付場所です**。

(標準字体)

01123456789

納入取扱場所
納入取扱場所は、次のとおりです。

(1) 人吉市指定金融機関
肥後銀行(人吉支店、人吉駅前支店、市役所徴収所)

(2) 人吉市取納代理金融機関(人吉市内の店舗)
熊本銀行 熊本中央信用金庫
球磨地域農業協同組合 南日本銀行
熊本県信用組合 九州労働金庫
九州内のゆうちょ銀行又は郵便局(沖縄県を除く)
※コンビニエンスストアでの納入はできません。

(3) 2500円以上の特別徴収税額については指定金融機関(指定金融機関)をご利用の郵便局に提出してください。

【納入税額の訂正】

給与所得者の異動等により、納入税額の訂正が必要な場合は、納入書の再発行は行いませんので、下記の記入例により正しい納入税額を記入し、納入してください。

熊本県人吉市 個人市民税 領収証書		熊本県人吉市 個人市民税 納入書			
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
432032	01940-5-960028	人吉市会計管理者	432032	01940-5-960028	人吉市会計管理者
指定番号		納入金額(1)	指定番号		納入金額(1)
		20,000			20,000
		-12,000			-12,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(1)の欄	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(1)の欄
納期限		給与分(2)の欄	納期限		給与分(2)の欄
納期限内に納めてください。		退職所得分	納期限内に納めてください。		退職所得分
(特別徴収義務者)		延滞金	(特別徴収義務者)		延滞金
住所又は所在地		督促手数料	住所又は所在地		督促手数料
氏名又は名称		合計額	氏名又は名称		合計額
上記のとおり領収しました。		領収日付印	上記のとおり納入します。		領収日付印

★ 記入箇所

¥記号不要

¥記号不要

退職者・休職者の徴収方法

◆ 6月1日から12月31日までに退職等した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、市町村に異動通知書を提出後普通徴収へ切替えとなり、個人で納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払をする給与等から一括徴収していただくこともできます。

◆ 翌年1月1日から4月30日までに退職等した場合

地方税法の規定により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払われる給与等から一括徴収することになっています。

退職所得に係る住民税の特別徴収

退職所得に係る個人の住民税については、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所が所在する市町村に納入することになります。また、所得税と同様に、退職手当等の支払の際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされております。

熊本市 個人市民税 領収証

熊本市 個人市民税 納入書

熊本市 個人市民税 納入済通知書

納入書表面

市民税 納入申告書

納入書裏面

退職者等の必要事項を記載して下さい。

「退職所得分」納入額を記載

納入書の  部分に記載して下さい

※退職所得の特別徴収額の計算方法等でご不明な場合は、人吉市役所税務課諸税係にお問い合わせください。

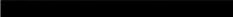
特別徴収税額の変更通知

納税義務者の期限後の申告、給与支払報告書の訂正、給与所得者の異動届、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から納入金額を変更していただきます。

事業者が納入する納税義務者
全員分の徴収税額の月別合計金
額と人数をご確認ください。納
入書の金額修正が必要な場合が
あります。

なるとは、前記の訴えは、債記の審査請求に対する裁決を踏まえでなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その債権裁決を経ないことによる正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することとできます。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

 - 


 様

特別徴収税額			課税人員			非課税人員		
1689100			7			0		
月	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
1月	7	143600	7	140500				
2月	7	140500	7	140500				
3月	7	140500	7	140500				
4月	7	140500	7	140500				
5月	7	140500	7	140500				
6月	7	140500	7	140500				
7月	7	140500	7	140500				
8月	7	140500	7	140500				
9月	7	140500	7	140500				
10月	7	140500	7	140500				
11月	7	140500	7	140500				
12月	7	140500	7	140500				
合計	84	1689100	84	1689100				

令和 年 月 日

変更通知の内容

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	納 入 金 額	19600	19400	19400	19400	(摘要)
000		432032		233000	月	19400	19400	19400	19400	退職により普徴へ切替
住 所				氏 名	個 人 番 号	月	19400	19400	19400	
人吉市						月	19400	19400	19400	
						月	19400	19400	19400	
					変更月	月				

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	受給者 番号	特別徴収 税 額	納 入 金 額	19600	19400	19400	19400	(摘要)
住 所				氏 名	個 人 番 号	月	19400	19400	19400	
						月	19400	19400	19400	
						月	19400	19400	19400	
						月	19400	19400	19400	
					変更月	月				

納期について

◆ 納期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日です。

(例：6月分の納期限は7月10日となります。)

※納期限が土、日、又は祝日の場合は、その翌営業日となります。

◆ 納期の特例（年2回納入）

特別徴収税額の納入の原則は12回（6月～翌年5月）の毎月納入を基本としていますが、給与の支払を受ける人が常時10人未満の給与支払者で、「納期の特例の承認に関する申請書」を人吉市長あてに提出し、承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分までを12月10日まで、12月から翌年5月分までを翌年6月10日までの年2回で納入することができます。

納期の特例の承認に関する申請書 (市・県民税特別徴収税額)						
人吉市長様	住所 (所在地)					
申 請 者	氏 名 (名 称)					
年 月 日	法人番号					
	電 話			指定番号		
地方税法第321条の5の2及び人吉市税条例第46条の2の規定による市・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。						
特例の適用を受けようとする税額	年 月以後の特別徴収の市・県民税及び退職所得の分離課税に係る市・県民税					
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の給与支払金額（人吉市在住雇用者分）	月 区 分	一 般 雇 用 者	給与支払額	臨時雇用者	賞金等支払額	
	年 月	人	円	人	円	円
	年 月	人	円	人	円	円
	年 月	人	円	人	円	円
	年 月	人	円	人	円	円
	年 月	人	円	人	円	円
1 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときは、その理由の詳細						
2 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがあるときは、その取消年月日 年 月 日						
処理 承認 却下	却下の理由		決 裁	課 長	係 長	係 員

※この申請書の記載については、源泉所得税の納期の特例に関する申請書と同様です。

※ の部分に必要な内容を記載して下さい。

【この手引に関するお問い合わせ】

人吉市役所 税務課諸税係

〒868-8601

熊本県人吉市西間下町7番地1

電話番号 0966-22-2111（内線1034・1035）